

相続特別定期貯金

取扱期間

平成29年3月1日(水) から平成30年2月28日(水)

※金利状況によって変更の可能性があります。

店頭表示金利

プラス
10年0.3%

上乗せいたします

1 スーパー定期(M型)〈単利型〉 1年もの (非自動継続・自動継続)

2 大口定期貯金 1年もの (非自動継続・自動継続)

■ 対象/相続手続き完了後1年以内の個人 ■ 預入方法/証書式・通帳式・総合口座 ■ 預入限度額/100万円以上相続取得資金の範囲内
■ 適用金利/店頭に表示する該当種類の1年もの定期の金利に年0.3%上乗せる。 ※左記適用金利は初回の満期日までとする。

お問い合わせ・ご相談はお気軽にお近くのJA窓口までお尋ねください。

裏面もご覧ください

《 相続特別定期貯金 商品概要説明書 》

(平成29年3月1日～平成30年2月28日適用)

1. 商品名	・相続特別定期貯金 (スーパー定期貯金<単利型>)(大口定期貯金)
2. 販売対象	・金融機関(当組合以外も含む)で相続手続き完了後、1年以内に相続により取得した貯金を預入れする個人のお客様。 ※他行よりお預け入れいただいた場合は、通帳、遺言書、遺産分割協議書、相続手続き依頼書等、相続により取得した貯金と確認できる書類の提出が必要になります。 ※相続人がすでに当JAに預けている貯金等は対象外です。 ※本定期は1支店のみでの取扱になります。
3. 期間	・定型方式 1年 ・預入時のお申し出により非自動継続、自動継続(元金継続又は元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1)預入方式 (2)預入方法 (3)預入金額 (4)預入単位 (5)限度額	・証書式・通帳式・総合口座 ・一括預入 ・スーパー定期・・・100万円以上、大口定期貯金・・・1,000万円以上 ・1円単位 ・100万円以上、相続取得資金の範囲内
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)支払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	・預入時の店頭に表示する該当種類の1年もの定期金利に年0.30%を上乗せした利率を初回の満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。又は、窓口でお問い合わせ下さい。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・マル優(障害者等対象とする「少額貯蓄非課税制度」の取扱いができます。 (1,000万円以上の大口定期貯金の場合はマル優の取扱いは出来ません) ・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、上乗せ金利は適用せず、預入日の店頭金利に戻し、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 『スーパー定期貯金(単利型)』 ①①6ヶ月未満 解約日における普通貯金の利率 ②6ヶ月以上1年未満 預入日の店頭表示金利(スーパー定期)×50% ③ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回る時は、その普通貯金利率によって計算します。 『大口定期貯金』 ①預入日の1ヶ月後の応答日の前日までに解約する場合 次のA、B及びC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A. 解約日における普通貯金の利率 B. 約定利率-約定利率×30% C. 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数) 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 ②預入日の1ヶ月後の応答日以後に解約する場合 次のA及びBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A. 約定利率-約定利率×30% B. 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数) 預入日数 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
10. 貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金はJAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、JA本支店(所)または金融共済部(電話:0283-24-3712)にお申し出下さい。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 又、栃木県農業協同組合中央会が設置・運営する栃木県JAバンク相談所(電話:028-625-1003)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記栃木県JAバンク相談所にお申し出下さい。)
12. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。



- 本店金融・業務課 ☎24-3712
- 赤見支店 ☎25-0224
- 葛生支店 ☎85-2090
- 佐野厚生総合病院取次所 ☎24-7999
- 吾妻支店 ☎23-2555
- 常盤支店 ☎85-3090
- 佐野南支店 ☎24-2332
- 田沼支店 ☎62-1212
- 犬伏支店 ☎23-3636
- 田沼支店南事務所 ☎62-7577
- ◆お近くの店舗をご利用下さい。
- 佐野中央支店 ☎24-2065
- 三好支店 ☎62-1005
- 旗川支店 ☎24-2396
- 愛村支店 ☎65-0121